破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第７３５号
埼玉県久喜市鷲宮５丁目34番14号
破産者　梶原知加子
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８０６号
埼玉県川口市東川口５丁目６番24―607号
ルモン東川口壱番館
破産者　石和　　実
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３８号
兵庫県豊岡市今森363番地の１
破産者　河本　幸子
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
兵庫県豊岡市宮島141番地の３　６号室
破産者　安達　明美
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第４９６号
札幌市西区八軒１条西２丁目５番22―306号
破産者　袴田　健次
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１３３号
札幌市南区澄川４条１丁目５番１―411号
破産者　横山香代子
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７４号
釧路市武佐１丁目30番26号
破産者　池田　栄治
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３７０号
宮城県塩竈市石堂１番25号　ソレアードⅡ201号、従前の住所宮城県多賀城市宮内１丁目２番35号　コーポプロスパ105号
破産者　佐藤　拓哉
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
宮城県石巻市鋳銭場２番23号、前住所宮城県石巻市南浜町３丁目13番３―17号
破産者　上埜　雅之
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
宮城県石巻市水明北１丁目２番26号、前住所宮城県石巻市駅前北通り２丁目１番８―202号
破産者　木村眞由美
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
茨城県笠間市鯉淵6526番地153
破産者　梅原　一樹
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第７７号
茨城県那珂市横堀835、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字東石川3379番地の27　沢畠コーポ104
破産者　中庭　俊雄
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１５４号
茨城県ひたちなか市大成町49番14号　ここいちひたちなか222号
破産者　琴浦　　守（屋号角谷）
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１８４号
茨城県桜川市山口111番地
破産者　島崎　昌史
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第６３４号
埼玉県ふじみ野市大井662番地53、開始決定時の住所埼玉県富士見市上沢１丁目13番50号
破産者　鈴木惠美子
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３２４号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3777番地４
破産者　間川　汐里
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３５７号
神奈川県伊勢原市伊勢原２丁目５番32号　ＯＳＡＷＡ　ｔｈｅ　２ｎｄ　301号室、住民票上の住所神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目１番７号
破産者　亀井　京子
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３５８号
神奈川県平塚市纏362番地の６、破産手続開始決定時の住所神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目１番７号
破産者　柳下　貴子（破産手続開始決定時の姓　亀井）
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日